平成２２年（フ）第８７６号
兵庫県姫路市豊富町甲丘３丁目1693番地16
アーバンコンフォート1407
債務者　稲谷　芳子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１４９２号
広島市東区上温品３丁目24番10―10号
債務者　大川　文子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４９６号
広島市安佐北区落合南２丁目７番13号
債務者　田本　　剛
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５４１号
広島市安佐南区長束３丁目46番８―901号
債務者　田鍬　敏夫
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６９２号
広島市西区観音町12番11号103号室、住民票上の住所広島市中区八丁堀11番10―403号
債務者　三浦　英行
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６９６号
広島市東区戸坂千足１丁目21番16号
債務者　玉井　　求
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７０３号
広島県安芸郡府中町浜田３丁目６番27―602号
債務者　垣原美由紀
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７１０号
広島市東区光町１丁目11番５―1102号
債務者　藤原　恵子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７２８号
広島県廿日市市宮園９丁目14番地12
債務者　梅田　宏美
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７５９号
広島市佐伯区三宅４丁目９番34号
債務者　井上　渥雄
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５８号
香川県丸亀市今津町747番地５　サーパス城坤404号
債務者　前川　義廣
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第６１５号
福岡県糸島市曽根203番地６
債務者　溝口　満代
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第６１６号
福岡市中央区平尾４－１－４アスティオン平尾403号、住民票上の住所福岡県糸島市曽根203番地６
債務者　溝口　　祐
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４０２号
福岡市東区和白丘１丁目５番20―406号
債務者　湯池真理子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８４６号
福岡県糸島市前原中央３丁目19番20―301号
債務者　松田　　武
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８４７号
福岡県糸島市前原中央３丁目19番20―301号
債務者　松田　弘子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１５８号
福岡市中央区桜坂３丁目11番46―803号
債務者　ダーラヘストカフェこと　橋口　靖弘
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２５９号
福岡市東区原田１―41―15
債務者　中川　春枝
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部